

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 7 月 29 日

丹波市長 林 時彦

### 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	市島町上牧（牧南）	令和 3 年 7 月	令和 3 年 7 月

#### 1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	12.8 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	7.0 ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	0.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.7 ha
(備考) 農地中間管理機構を一部活用している。	アンケート回答割合 (②/①)
	54.7 %

#### 2. 対象地区の課題

当地区についても農村全般の悩みと同じく、農業に携わる若者がいなく、また、現状をなんとか維持している農家も新たな農業機械を導入するだけの余力がない。  
防護柵は山際に設置してあり細かな見回り点検を行なっているが、被害が絶えない。

#### 3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農業をリタイヤする農業者は、中心経営体に農地を一任する。

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	中心経営体	6 経営体
----	-------	-------

#### 4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

中心経営体に預けた農業者は、水稻の苗箱洗いや黒枝豆の出荷等、農作業の手伝いを行ない、地域全体で農地を管理していく。